

議案第 6 3 号

鯖江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

鯖江市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の勤務条件に関する制度拡充を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鯖江市職員の育児休業等に関する条例（平成4年鯖江市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項および第2項」を「第19条第1項から第3項までおよび第5項」に改める。

第19条第2号中「および勤務日ごとの勤務時間」および「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始めまたは終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項および第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定め

る時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として
条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間と
する。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて
得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷ま
たは疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定によ
る申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定に
よる変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始
期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条中「第14条の規定は、部分休業について準用」を「育児休業法第19条第6
項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更を
したときと」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日
から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における
この条例による改正後の鯖江市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の
適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、
同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。